

(一社) 日本移植学会 御中

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室

第 44 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における
調査審議の結果について (情報提供)

日頃より、移植医療の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月 29 日に第 44 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会が開催され、「腎臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準の改正の検討」等について調査審議が行われました。

同委員会で、(公社) 日本臓器移植ネットワーク (以下「JOT」という。) が脳死又は心停止下で提供される腎臓についてあっせんを行うための基準となる「腎臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準」 (以下「選択基準」という。) の改正事項について調査審議を行った結果、下記のとおり、関係学会において医学的診断基準を定めること等が必要という方針が了承されました。よろしくお取りはからいますよう、お願い申し上げます。

記

- ① 選択基準を改正し、腎臓の提供者 (ドナー) 側の要因で移植腎機能無発現であった場合であって、当該レシピエントが再度腎臓の移植を希望し JOT へ登録をしたときは、JOT は、当該レシピエントに対し、当該機能無発現であった腎臓のあっせんを受ける前の待機日数を踏まえた点数を付与した上で、選択基準に基づくあっせんを行うこととすること。

ただし、腎臓の提供者 (ドナー) 側の要因で移植腎機能無発現であることを判断するための医学的診断基準を関係学会において定める必要があること。

- ② JOT が C 型肝炎ウイルス (HCV) 抗体陽性ドナーから HCV 抗体陽性レシピエントへ腎臓のあっせんを行うことについては、選択基準に基づき可能であるので、改正の必要はない。

ただし、HCV の genotype 等に応じて HCV 抗体陽性ドナー及びレシピエントの取扱いを変更する医学的必要がある場合には、臓器ごとの学会で定める「レシピエント適応基準」の改正が必要であることから、関係学会等で議論が必要であること。

以上

日本臨床腎移植学会 御中

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室

第 44 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会における
調査審議の結果について（情報提供）

日頃より、移植医療の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月 29 日に第 44 回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会が開催され、「腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準の改正の検討」等について調査審議が行われました。

同委員会で、（公社）日本臓器移植ネットワーク（以下「JOT」という。）が脳死又は心停止下で提供される腎臓についてあっせんを行うための基準となる「腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準」（以下「選択基準」という。）の改正事項について調査審議を行った結果、下記のとおり、関係学会において医学的診断基準を定めること等が必要という方針が了承されました。よろしくお取りはからいますよう、お願い申し上げます。

記

- ① 選択基準を改正し、腎臓の提供者（ドナー）側の要因で移植腎機能無発現であった場合であって、当該レシピエントが再度腎臓の移植を希望し JOT へ登録をしたときは、JOT は、当該レシピエントに対し、当該機能無発現であった腎臓のあっせんを受ける前の待機日数を踏まえた点数を付与した上で、選択基準に基づくあっせんを行うこととすること。
ただし、腎臓の提供者（ドナー）側の要因で移植腎機能無発現であることを判断するための医学的診断基準を関係学会において定める必要があること。
- ② JOT が C 型肝炎ウイルス（HCV）抗体陽性ドナーから HCV 抗体陽性レシピエントへ腎臓のあっせんを行うことについては、選択基準に基づき可能であるので、改正の必要はない。
ただし、HCV の genotype 等に応じて HCV 抗体陽性ドナー及びレシピエントの取扱いを変更する医学的必要がある場合には、臓器ごとの学会で定める「レシピエント適応基準」の改正が必要であることから、関係学会等で議論が必要であること。

以上